

一般貨物自動車運送事業（霊柩の運送に限る）の運賃及び料金並びに適用方

（各金額は消費税を含む）

（一）運賃額

（円）

項目 \ 車種		特 別 車		普通車
		①	②	
基本額（初乗り10キロメートルを含む）		76,340	28,210	15,710
加算額	爾後10キロメートルまでを増すごとの加算額	5,650	5,650	4,630
	乗車定員6名を超える場合3名までを増すごとの加算額	-	-	-

（4）特別車②とは、樺、楠、花梨、桂、桜、たもの堅木材を主材質とし、彫刻・絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車及び宮型本体部分を金あるいは銀張りとし、彫刻・絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車。または納棺室内をモケット、レザー等のクロス張りあるいはステンレス等による特別な装飾、ステンドグラスあるいは高級な照明設備等、特別な装備を有するリアオーバーハング加工を施した洋型霊柩車。

（5）普通車とは、特別車以外のもので、主として病院等からの遺体運送の用に供されるもの（バン型霊柩車）。または、遺体及び随行葬送の遺家族を併せて運送するもの（いわゆるバス型霊柩車）。

（運賃計算の方法）
（6）運賃は、当該運送に従事する車両の車庫から起算し、依頼人の指定する遺体取卸場所までのキロ程によって1回ごとに計算します。

（深夜割増）
（7）深夜割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）の運送に対しては、所定の割増額を収受します。

（早朝割増）
（8）早朝割増の適用時間（午前5時から午前8時まで）の運送に対しては、所定の割増額を収受します。

（夜間割増）
（9）夜間割増の適用時間（午後7時から午後10時まで）の運送に対しては、所定の割増額を収受します。

（冬期割増）
（10）運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送距離に対応する運賃} \times 0.2$$

（割引率）
（11）生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付を受けた場合等は、所定の割引率を適用します。

（割増率及び割引率の計算）
（12）1運送中に2種類以上の割増率及び割引率が適用される場合は、次の順序により計算します。

第1順位	割引
第2順位	深夜・早朝・夜間割増
第3順位	冬期割増

（遺骨宅送料）
（13）随行葬送の遺家族が遺骨を宅送するため、帰路乗車使用の場合は、所定の遺骨宅送料を収受します。

（車両留置料）
（14）車両が遺体の積込場所から最終取卸場所の間、依頼人の責により留置された場合、30分を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。また1回の運送において2箇所以上の車両留置があった場合の留置時間は、それぞれについて合計するものとします。

（諸料金の計算）
（15）遺骨宅送料以外の諸料金に対しては、割増率は適用しません。

（端数処理）
（16）運賃及び料金の計算に際して、合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、10円未満は切り捨てます。

（従業員）
（17）運送作業に従事する職員の数は、原則1車両につき1人とし、ただし、遺体の性質及び病院関係運送の際の院内作業上必要な場合、長距離輸送等により2人以上の乗務となった場合は、別途実費を収受します。

（実費負担）
（18）依頼人の指示により有料自動車道を使用した場合、その他依頼人の要求による運送に伴う特別な負担は、実費としてこれを収受します。

（自動車航送船（フェリーボート）利用料）
（19）運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\left[\text{使用車両の航送料} + \text{航送期間中の固定費}（1\text{時間当たり車両留置料相当額} \times \text{航送所要時間}） \right] \times 2$$

（その他）
（20）その他、この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者間の取り決め、または、慣習によることができます。

（二）割増率

（1）冬季割増

地 域	期 間	割増率
北海道全域	自 11月 1日 至 4月30日	2割
本州全域	自 12月 1日 至 3月31日	
四国全域		
九州全域		

（2）深夜割増（午後10時から午前5時まで）
1作業につき 2,311円
30分までごとに 1,173円

（3）早朝割増（午前5時から午前8時まで）
30分までごとに 938円

（4）夜間割増（午後7時から午前10時まで）
30分までごとに 938円

（三）割引率

（1）生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付をうけて葬儀を営む遺体で葬儀執行時の運送に対し
普通車基本額に限り 5割

（2）行旅病人及び行旅死亡人取扱法の適用をうける遺体の運送に対し
普通車基本額に限り 3割

（3）官公庁の指示による司法及び行政解剖遺体で葬儀執行時の運送を除き
普通車基本額に限り 2割

（4）地方自治体の定める葬儀制度のための葬儀執行時の運送及び国公立病院の依頼による献体の運送
普通車基本額に限り 2割以内

（四）諸料金

（1）遺骨宅送料
往路運賃等の 5割

（2）車両留置料
30分までごとに
特別車 3,605円
普通車 2,541円

（五）運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

（1）この運賃料金は、霊柩自動車を使用して車種別に1遺体を運送することに計算します。

（車種区分）

（2）特別車とは、車体の構造に高級堅木材等を使用し、彫刻、絵画、金具飾、塗装装による工芸装飾を施したもの（いわゆる宮型霊柩車）。または、欧米式の特別な装備装飾を施し、主として葬儀式執行時の用に供されるもの（いわゆる洋型霊柩車）で特別仕様の車両をいう。

（3）特別車①とは、樺、桐、杉を主材質とした白木造りで、彫刻等の造形装飾を施し、品質保持のための改装を行なっている宮型霊柩車及び紫檀・黒檀の堅木材を主材質とし、彫刻、絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車並びに宮型本体部分を純金あるいは純銀張りとし、彫刻、絵画等の造形装飾を有する宮型霊柩車。または納棺室内を高級モケット、高級レザー等のクロス張りあるいはステンレス等による特別な装飾、ステンドグラスあるいは高級な照明設備等、特別な装備を有するセンターストレッチ加工を施した洋型霊柩車。

【 実 施 2025 年 4 月 1 日 】